

市第132号議案 不当利得返還についての訴えの提起

1 趣旨

本件の訴えは、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく「移動支援事業」に関し、地域生活支援サービス費の不適正な請求により、給付費を過大に受給した法人に対して、不当利得として返還を求めるものです。

本市からの督促にも応じず、当該債権の回収を実現するためには、訴訟手続により履行を請求する必要があるため、今回、訴えの提起を提案します。

2 返還請求の概要

(1) 債権額（要返還額）※令和5年1月1日現在
10,869,069円（遅延損害金は別途算定）

(2) 債務者（返還請求の相手方）
一般社団法人 総合福祉研究所
（所在地：神奈川県横須賀市田浦町三丁目69番地）

(3) 返還が必要とされた理由

上記法人が運営していた移動支援事業所「生活サポートのぷらむ（金沢区）」において、次の不適正な事例が確認されたため。

ア 通学通所支援（特別支援学校への通学や作業所等への通所支援）において、1回の支援を2回に分けて請求している事例

<適正な請求イメージ>



自宅出発から作業所到着までを、1回の支援として請求

(9時～10時(ヘルパー運転中の9時20分～9時40分は算定外)⇒2,470円)

<当該事業所の請求イメージ>



自宅から乗車までを1回

(9時～9時20分⇒2,470円)

降車後、作業所までを1回

(9時40分～10時⇒2,470円)

自宅出発から作業所到着までを、2回の支援として請求(金額は一例)

イ 実際に行っていない支援について請求している事例や、実際の支援とは異なる時間、異なるサービス内容で請求している事例

裏面あり

<参考>

① 債務者の事業実施状況

分野	事業	指定年月日	備考
障害者総合支援法	居宅介護	平成 31 年 2 月 1 日	令和 3 年 4 月 30 日廃止
	移動支援	平成 31 年 2 月 1 日	
	計画相談支援	平成 31 年 2 月 1 日	
児童福祉法	障害児相談支援	平成 31 年 2 月 1 日	
介護保険法	訪問介護	平成 31 年 2 月 1 日	事業所所在地：東京都
	居宅介護支援	平成 31 年 2 月 1 日	
	訪問介護	令和 4 年 7 月 1 日	事業所所在地：横須賀市

② 訴えの提起に至る経過

令和元年6月～ 実地指導を実施し、請求内容等に疑義があったため、監査へ切替え。
令和3年9月 疑義のある内容について、平成27年度から令和元年度までのサービスに関する提供報告書を精査し、疑義一覧表とともに質問状を送付。
法人から提出された回答票の確認、法人に対するヒアリングを経て、不適正な請求を行ったものとして返還すべき額の合計を算出。

令和3年11～12月 監査結果を手交の上、返還額報告書、過誤申立書等の提出を求めたが、法人はこれに応じず。期限までに提出がなされない場合には、返還額の確定を行った上で、納付書による返還を求めることとする方針を通知したが、回答なし。

令和4年2月17日 同年3月31日を納入期限として、10,869,069円の返還を請求。

令和4年7月26日 督促状を送付したが、現在に至るまで一切の納付なし。